

## 令和8年6月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和8年6月25日（木） 開会 17時30分  
閉会 18時41分

場 所 教育委員会室

出席者 教 育 長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）  
教育委員 山本 隆正  
教育委員 新谷 なをみ  
教育委員 松浦 倫（議事録署名委員）  
教育委員 田中 淳子

事務局職員 教育部長 佐保 博士  
教育部次長兼教育政策課長 森本 悦子  
図書館共創交流局長 稲尾 隆  
学校教育課長 田中 修  
社会教育課長 津川 文隆  
図書館共創交流局参事兼図書館長 西澤 和江  
学校教育課参事 山田 慈子  
学校教育課参事兼教育相談センター所長 藤原 良浩  
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）  
種村 由加  
教育政策課課長補佐兼教育政策係長 中原 勝也  
教育政策課 佐藤 元昭

傍 聴 人 0名

議 事 日 程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 別府市教育行政アクションプランにおける令和8年度分の一部改訂について【議第29号】  
第3 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について【議第30号】  
第4 別府市教育部事務分掌規則及び別府市教育委員会公印規則の一部改正について【議第31号】  
第5 別府市教育部事務決裁規程の一部改正について【議第32号】  
第6 別府市教育委員会電気工作物保安規程の一部改正について【議第33号】  
第7 別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業実施要綱の制定について【議第34号】  
第8 別府市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について【議第35号】  
第9 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の一部改正について【議第36号】

- 第 10 別府市いじめ対策委員会委員の委嘱について【議第 37 号】
- 第 11 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について【議第 38 号】
- 第 12 別府市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について【議第 39 号】
- 第 13 別府市社会教育委員の委嘱について【議第 40 号】
- 第 14 別府市社会教育関係団体の認定について【議第 41 号】

- |         |                                    |      |
|---------|------------------------------------|------|
| 報 告 事 項 | (1) 令和 8 年第 2 回市議会定例会について【報告第 6 号】 |      |
|         | (2) 教育長による事務の臨時代理について【報告第 7 号】     | ※非公開 |
|         | (3) 教育長による事務の臨時代理について【報告第 8 号】     | ※非公開 |

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| そ の 他 | 7 月定例教育委員会の開催日程について |
|-------|---------------------|

# 議 事 録

## ◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和8年6月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は松浦委員にお願いいたします。  
本日の議事のうち、報告第7号及び第8号 教育長による事務の臨時代理については、人事に関する案件でありますので、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案します。お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより、審査順序を入れ替えたいと思います。報告第7号及び第8号教育長による事務の臨時代理についての審議を最後に行います。

---

## ◎ 別府市教育行政アクションプランにおける令和8年度分の一部改訂について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第29号 別府市教育行政アクションプランにおける令和8年度分の一部改訂について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育部次長兼  
教育政策課長 議案書1ページをお開きください。議第29号につきましては規定により議決を求めるものでございます。別冊資料にアクションプランの改訂版を載せておりますのでそちらを併せてご覧ください。  
別府市教育委員会では、第3期別府市教育大綱の実現を目指す推進計画といたしまして、令和7年3月に「別府市教育行政アクションプラン（令和7年度・8年度分）」を作成いたしまして、教育行政を推進してまいりました。令和7年度末の教育行政に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価における知見活用委員3名の皆様による評価を踏まえまして、令和8年度分について一部改訂をするものでございます。改訂箇所は朱書き部分となります。それぞれ改訂内容について、担当課から順次ご説明をさせていただきます。はじめに図書館共創交流局、お願いいたします。

図書館共創交流局参事 それでは別冊資料の12ページをお開きください。「子どもの読書活動の推進」についてです。本年度よりこちらの事業につきましては、社会教育課と図書館共創交流局とで取り組むことになりましたので、私の方から変更になっている点のみご説明いたします。具体的取組の部分の1、2、4番です。こちらにつきましては、子どもの読書活動を推進していくため、ま

た読書環境を充実するために、図書館としてできる取組の内容を追加しております。また、年何回以上という具体的な数字を盛り込んでおります。続きまして16ページをお開きください。「図書館・共創交流拠点こもれびパークの整備と活用・運営」です。成果指標につきましては、図書館部分の目標値は変更ありませんが、開館をしましたので、こもれびパークの多目的ホール及びスタジオの稼働率を令和8年度より目標値を追加しております。具体的取組につきましては、月間や年間などの回数など、こちらにも具体的な数字を加えております。図書館共創交流局は以上です。

**教育部次長兼  
教育政策課長**

続きまして教育政策課からご説明いたします。資料の3ページをお開きください。「食を通じた健康な心身の育成」ということで、具体的取組は変更ございませんが、成果指標の8年度の目標値を変更しています。上段の「子どもの食に関する興味関心が高まった」と回答した教員の割合は、令和7年度目標値80%に対して実績値が96%でしたので、同じ96%に8年度目標値を上方修正しております。一方、下段の「多彩でバランスの良い、おいしい給食に満足している」と回答する児童・生徒の割合が7年度の目標値90%に対して、児童が91.6%、生徒が92.1%でした。「おいしいから」「栄養バランスがとれているから」という概念的なものだけではなくて、作った人への感謝や食材に対する感謝というものを満足度の指標として上げるために、今年度の達成値92%に据え置くことで、地産地消や生産者との交流を通して、食べることをおぎなりにしないといった食育の推進を進めていきたいと考えております。教育政策課は以上です。

**学校教育課長**

学校教育課は全部で12項目ありますので端的にご説明いたします。主な変更点として成果指標を変更しているものが多くあります。数値を少し下げているんですが、それは前年度の達成率と比較して、実現可能な数値に見直しをしたというのが主な見直し内容になります。それから新たに始めた取組等を書き加えたり、事業が変わったものを修正したりしております。まず1ページをご覧ください。「人格形成の基礎を培う幼稚園教育の推進」です。こちらは成果指標だけ変更しております。今まで指導主事が9年勤めたベテランから今年は1年目ということで、高い数値を求めずに100%から95%に変更しております。続きまして2ページをご覧ください。友だちと話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができたと回答した児童生徒の割合を、令和7年度の達成率から見て90%から85%に変更しております。4ページをご覧ください。グローバル人材育成の部分ですが、具体的な取組のところに、本年度から「ワールド・アンバサダー学校派遣」という新事業を始めましたので、取組に加えております。次に5ページをご覧ください。「社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実」ですが、こちらは成果指標をそれぞれ数%ずつ下げております。いずれも令和7年度の達成率を見て、目指しやすい数値に下げたということでございます。続きまして6ページをご覧ください。「子ども自らがつくる学校生活の推進」ですが、こちらにも成果指標を変更しております。令和7年度の達成率が83%だったので、それに近づけるための変更をしております。続きまして7ページをご覧ください。特別な支援が必要な子どもたちへの支援です。まず、前回委員の方からの指摘もあり、事業目標の文言を「適切な支援で指導を行います」という分かりや

すい表現に変更しております。それから成果指標につきましても、「特別支援教育支援員」という正式な名称に、それからその下、以前は「今後の支援の手立てを得ることができ、実践のふりかえりの改善」といくつもあるように見えますので、「特別支援教育に関する専門性の向上」と分かりやすい表現に変更しております。続きまして8ページをご覧ください。こちらについては母語支援員が退職をして不在になったため、その言葉を削除しています。9ページをご覧ください。『『学校に行きづらさを感じている』児童生徒への支援』の事業目的です。前回委員の皆様から、復帰だけを目指すということではないというご指摘を受けまして、これは令和元年度の「不登校児童生徒への支援のあり方について」という通知の中にそういう方針が書かれていますので、その文言を取っております。右側は主に言い回し、より分かりやすい表現に文言を修正しました。次に10ページです。いじめのところですが、これも、目標の数値を少し下げて修正をしております。続きまして13ページをご覧ください。「ICTを活用した授業の推進と支援」の成果指標については、これまで全国学力学習状況調査等を使って設定していたのですが、より実際の取組に近づけるために、別府市が独自のアンケート調査をするようにしておりますので、その回答の割合に変更しております。具体的な取組につきましても、アプリ活用等の研修ということで行っておりますので、それは年2回以上、また月3回以上ICTテクニカルスタッフを活用できるよう、Teamsを利用した積極的なスタッフ活用を促す、というように、具体的な数値を入れたものにしております。次に15ページ「“ふるさと”別府を探究する学びの推進」です。学校教育課に係る部分は、成果指標の上のところですが、目標値90%だったものを85%に変更しております。そして最後に17ページ「教育環境の整備」のところですが、ここは今年「別府市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しましたので、その名称に変更するとともに、意見交換会を2回行うという具体的取組に変更しております。その下は、部活動指導を行う指導員配置と、地域移行に向けた関係者協議の開催ということで、変更しております。学校教育課は以上でございます。

**社会教育課長** 社会教育課です。14ページをお開きください。「地域教育力活性化」です。成果指標を、今までボランティアの登録者数としておりましたが、こちらを、①別府に住みたいと回答する成人者の割合、②別府市には魅力的な大人が多いと回答する成人者、③地域の子どもの「共に育てている一人」と感じていると回答する市民の割合として、それぞれの割合の目標を90%としました。ボランティア登録者数から変更した理由は、ボランティア登録については一定程度体制の構築がなされ、目標も達成しており、ある程度人数が整ってきているというところで、そこに関する部分の評価を廃止したものです。次に15ページ、「“ふるさと”別府を探究する学びの推進」ということで、成果指標の下段になります。「湯のまち学びのカレッジ」、「湯けむり歴史講座」、こちらに関する成果指標がなかったこともありますので、この2つの事業で参加者に行うアンケートで、新たな学びにつながったと回答する市民の割合という指標を追加して、その目標値を80%にしたところです。以上でございます。

学校教育課参事  
兼共生社会実現・部落  
差別解消推進課参事

共生社会実現・部落差別解消推進課です。11 ページをご覧ください。事業名「学校教育における人権教育の推進」についてご説明いたします。事業目的をご覧ください。これまでは「教職員一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する理解を深め、園児児童生徒の発達段階に応じた部落問題学習を実施するよう支援する」としていましたが、知見活用委員会において、事業目的が部落差別問題のみと捉えられるような文言になっているのではないかとのご指摘をいただきました。そこで、広く学校人権教育を推進するという目的に照らした内容に変更しております。成果指標をご覧ください。令和8年度の目標値を100%から95%と変更しております。本来であれば100%を目指すものだと承知しているところですが、段階的にしか数値が変わっていない状況を鑑み、実現可能な数値へと変更しています。そして、成果指標の3つ目をご覧ください。新しい指標を加えています。令和7年度は90%以上の児童が、2つ目の成果指標である「人権について学習した」と書いて回答していますが、人権問題の解決に対して自分事としてとらえて欲しいという願いのもと、3つ目の指標となっています。ここまでの変更に伴って、具体的取組①の文言を変更したところです。以上でございます。

教育部次長兼  
教育政策課長

各課からの改訂部分の説明は以上です。本件は一部改訂となりますので、議決をいただきましたらば、表紙部分に「令和8年6月一部改訂」を追記して、記録として残していきたいと思っております。なお今回の改訂を機に、令和8年度の各事業の点検・評価を行ってまいります。それを踏まえてアクションプランの項目を見直して、令和9年度・10年度版として新たに策定する予定でございます。ご審議よろしく願いいたします。

寺岡教育長

ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新 谷 委 員

14 ページの社会教育課の地域教育力活性化のところですが、成果指標のところに、「将来別府市に住みたいと回答する成人者（20 歳）90%」と書いてあるのですが、これはどういう形で、何かアンケートなどをとるのですか。

社会教育課長

二十歳のつどいのときにアンケート調査を行いたいと思っています。どこまで回収できるかわかりませんが、二十歳のつどいのときが二十歳の人たちが集まるということもありますし、その時にアンケートをお願いして答えていただこうと考えております。

田 中 委 員

9 ページの事業目的のところに「別府市では『不登校』という用語は使わず、『学校に行きづらさを感じている児童生徒』と表現しています」と書いているのですが、具体的取組の㊦のところは「ふとうこうカフェ」となっているのは何か意図があるのですか。

学校教育課長

「ふとうこうカフェ」は社会教育課が行っている事業で、不登校と関連する中でタグを組んで取り組んでいますが、その名称のすり合わせまではしていませんでした。

**社会教育課長** 元々はベっぷ子育て Labo を開催しています。子育て応援講座に参加される保護者がベっぷ子育て Labo という各公民館で研究する形でやっていて、その中でさらにテーマを募集して、そのテーマに沿ったカフェ形式の勉強会を開く。5、6人とか少人数ですけど、そのようなカフェ形式の勉強会を5つほど開いています。なぜ〇〇カフェと付けているかというと、保護者の方も誰か共有する仲間が欲しい、自分と同じ悩みを持った方と何かお話をしたいという思いを持っている保護者が多いです。リラックスしてもらう意味も込めてカフェ形式にして、少しでもお互いの情報交換をしてもらおうという形で企画してやっております。ふとうこうカフェもその一つであり、今週の土曜日も開催を予定しております。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 29 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 29 号は議決することに決定いたしました。

- 
- ◎ 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
  - ◎ 別府市教育部事務分掌規則及び別府市教育委員会公印規則の一部改正について
  - ◎ 別府市教育部事務決裁規程の一部改正について
  - ◎ 別府市教育委員会電気工作物保安規程の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 3、議第 30 号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止についてから、議事日程第 6、議第 33 号 別府市教育委員会電気工作物保安規程の一部改正についてまでは関連する議案となりますので、一括して事務局より提案します

**社会教育課長** 議第 30 号から議第 33 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。  
こちらの 4 つの議案につきましては、別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止が 6 月議会で議決されたことに伴い、議第 30 号で同条例の施行規則を廃止することになります。さらに議第 31 号から議第 33 号までの各規則ですが、こちらの中には「別府市立少年自然の家」という文言が入っていますので、その文言を削除する関係例規の一部改正の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、時間の都合でお読みいただければと思います。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議

第 30 号から議第 33 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 30 号から議第 33 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業実施要綱の制定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 7、議第 34 号 別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業実施要綱の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 議案書の 16 ページをご覧ください。議第 34 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。  
19 ページをご覧ください。本要綱は平成 28 年 4 月 1 日に制定をしましたが、その際、教育委員会の議決を取っておらず、本事業の適正かつ透明な執行を確保するために、これまでの運用実績に基づきまして既定の見直しを行い、所定の告示手続きを経て新たに施行するため、全部改正するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山 本 委 員** 具体的にはどのような事業なのか説明していただけますか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 主にひきこもり、なかなか家から出られないといった児童生徒を対象に始めたものです。保護者や本人と話をしまして、民生児童委員さんがいいのか、それとも歳の近い大学生のボランティアがいいのか、というところで支援者を決定します。そして学校とも一緒にチームを組んで、その子どもの家に行き、そして友達になるような形で開始していきます。それからだんだん学校の担任の先生が入ってきたりとか、場所が家庭から近くの公園になったりとか、釣りが好きな子は一緒に釣りに行ったりとか、折り紙が好きな子は学校で行ったりするなどして、少しずついろいろな人や学校とつながりを持っていくといった事業になります。基本的には 2 週間に 1 回程度行っていますので、去年は全部で 20 人、105 回行いました。家庭から出られるお子さんが増えたと思います。非常に地味ですが効果的な事業と感じているところです。以上でございます。

**山 本 委 員** 第 2 条のところに、支援対象者についてある程度の基準が書かれていますが、この 8 割とか 5 割というのはどのように計算されるのですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 授業日数に対しての欠席日数の割合ということにはなるのですが、元々平成 26 年に文部科学省の指定事業を受けて始めたときの実施要綱でスター



トしたもので、実際はこの8割や5割にこだわらず、なかなか家から出にくいとか、人に会うのが怖いといったお子さんを対象としておりますので、そういったところも見直しまして、第2条第3項に「その他学校長及び事務局が協議の上、必要と認めた児童生徒」と今回新たに付け足して、実際の運用に合わせてやっていこうとなっているところでございます。

**山本委員** 入っていただくタイミングがあると思います。8割を待っていたらタイミングを逃してしまうということもあるので、タイミングよく入っていただければと思います。それともう一つ質問です。これは家庭訪問型と書いているのですが、行くのは家庭だけですか。例えば病院に入院している児童のために行くとか、市内に児童施設がいくつかありますが、そちらに出向いていくとか、場合によっては家庭ではなかなか会いづらいので、例えばこもれびパークで待ち合わせるとか、何かそういう柔軟性というのはあるのでしょうか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 委員ご指摘のとおりで、今は家庭にこだわってやってはおりません。先程申しましたとおり、釣りが好きな子どもは亀川漁港でやったり、実際近くの公園でやったりとか、あとは、中学校に登校支援ルームがございますのでそこで行う中学生もいますので、そこはケースバイケースでやっているところです。

**新谷委員** このアウトリーチが始まった頃、私の学校にもそういう生徒がいたのですが、大学生が来ていろいろな話をするようになって、やっぱりいちばん喜んだのはおうちの方でした。民生委員さんも最初是一緒に行ってくれたのですが、あとは大学生だけでやってくれて、その生徒も学校にふらっと来られるようになりました。いろいろなことをやってみただけでもなかなか上手いかないときに最後にこれが上手くいったということがあったので、とてもいい事業だと私は思っています。

**田中委員** 心理士とソーシャルワーカーが組んで家庭を訪問していて、県の教育長からも、結構ソーシャルワーカーが目いっぱい大変でフル稼働していると聞いたことがあります。それに対してこの支援チームを編成していくといったときに、みんなで支えるというのはいいのですが、その絡みというか連携会議だったり情報の共有だったり、どこがチーフになるかとか、各事例を担当するのだと思いますが、その辺のところを少し教えてください。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** まず窓口は教育相談センターの指導主事になります。最近多いのは、スクールソーシャルワーカーが取っ掛かりになって入ってくるという案件が非常に増えていますので、支援会議チームにスクールソーシャルワーカーも入って、指導主事と大学生とスクールソーシャルワーカーが一緒に行くというケースが、去年おととしくらいから増えてきております。元々の要綱にはそれが入っていませんでしたので、しっかりと第5条に記載したところです。

**寺岡教育長** その他はよろしいですか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第34号は原案に対し議決することにご異議ご

ざいせんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 34 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 8、議第 35 号 別府市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

**社会教育課長** 20 ページをお願いします。議第 35 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。  
文化財保存活用地域計画でございますが、2018 年の文化財保護法の改正により制度化されたものです。市域内に所在する文化財の保存活用に関して、将来的なビジョンや具体的な事業等を定めた計画のことになります。策定にあたっては、地域に存在する多様な文化財を総合的に調査把握し、まちづくりや観光など、他の行政分野と連携させながら文化財の保存活用を一体的に進めていく必要があるとなっており、このため、今回の協議会設置となっております。

21 ページをお開きください。具体的な要綱の内容です。協議会の所掌事務ですが、第 2 条のとおり、計画の作成、見直し、施策の推進・検証となっております。また、協議会の組織構成ですが、第 3 条のとおり、委員 12 人以内とし、学識経験者、商工及び観光団体等の関係者、関係行政機関の職員、文化財に関わる NPO 法人や団体の理事・代表者から、教育委員会が委嘱することとなっております。今後の予定ですが、令和 8 年度から 10 年度までの 3 か年度で策定に取り組む予定です。令和 10 年 12 月の文化庁の認定を目指していく予定としております。なお、計画の素案の策定は、調査委託を発注する予定にしております。現在の県内のこの計画の策定状況ですが、7 自治体が策定しております。計画が認定された場合には、通常は受けられない登録有形文化財の修繕などを対象にした補助事業等を活用できるようになるという形でございます。文化財の活用や維持管理の支援なども受けることができるようになるということになります。以上ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 別府市内にこの文化財保存活用地域計画に該当するような物件というのはどのくらいあるのですか。

**社会教育課長** 今指定されている部分も含めて数をはっきり把握していないのでまた後日お知らせしたいと思いますが、別府市にある国、県、市の指定文化財、

それから国の登録有形文化財も含めて、それがすべてこの保存活用計画の対象になります。ただ元々保存活用計画を作っているものもあります。例えば湯けむり景観などは保存活用計画を作っておりますので、こういうものは除いて、市域にあるほとんどが有形文化財のものになると思いますが、その保存活用計画を図るという形で、それを観光などにも利用しながら、まちづくりなどにも活かした計画にしていくという形です。

**山本委員** 数的には数えきれないくらいあるのですか。

**社会教育課長** 先程申し上げたように国、県、市の指定と、登録有形文化財という形になりますので、数は限られています。

**寺岡教育** その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 35 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 35 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 9、議第 36 号 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 議案書の 24 ページをお開きください。議第 36 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

それでは 26 ページの対照表をご覧ください。いじめに派生する問題も議題として扱いますので、第 2 条第 1 項「いじめ」を「いじめ等」に、第 2 項「いじめ事案」を「いじめ事案等」に改めるとともに、組織改編に伴いまして第 3 条第 5 項「福祉保健部子育て支援課」を「こども部こども家庭課」に、第 6 条「教育庁」を「教育部」に名称を変更するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 36 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 36 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市いじめ対策委員会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 10、議第 37 号 別府市いじめ対策委員会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 議案書の 27 ページをお開きください。議第 37 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

別府市いじめ対策委員会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定により定めました別府市いじめ対策委員会等設置条例により設置されるものです。関係法規等の抜粋は 29 ページに掲載しております。

28 ページをご覧ください。委嘱の年月日は令和 8 年 8 月 1 日、委員の任期は令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日の 2 年間となります。委員の候補者は、表のと通りの 5 名でございます。それぞれ弁護士、精神科医、大学講師、公認心理師、人権擁護委員等であり、専門的知識及び経験を有しているものでございます。5 名とも継続ということになっております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 37 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 37 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 11、議第 38 号 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

**社会教育課長** 32 ページをお開きください。議第 38 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

33 ページをお開きください。公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、別府市公民館条例に基づくもので、今回は任期満了に伴う改選となります。公民館運営審議会委員の任期は 2 年で、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 2 年間となります。委員の候補者につきましては、一覧表にある 17 名の方々です。17 名のうち、継続の方が 9 名、新規の方が 8 名でございます。新規の 8 名の方ですが、各団体からの推薦及び団体の役員改選により選任された方に今回委嘱をお願いするものでございます。また、今回、民生委員児童委員協議会から選出の日高清志さんですが、

こちらにつきましては、推薦団体が異なっておりますがご本人自体は継続しておりますので継続に扱っております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 38 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 38 号は議決することに決定いたしました。

---

#### ◎ 別府市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 12、議第 39 号 別府市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

**社会教育課長** 35 ページをお開きください。議第 39 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。協議会自体の目的や組織等につきましては、先程ご説明したとおりでございますので省略させていただきます。

36 ページの名簿をご覧ください。各団体から推薦いただき、名簿の方々を委嘱したいと考えております。なお任期は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 2 年という形で予定しております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山 本 委 員** 大分県文化課の欄が空欄になっておりますが。

**社会教育課長** 大分県文化課に選出をお願いしているのですが、今のところお名前をいただいてない状況です。こちらにつきましては、決まり次第お知らせさせていただきます。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 39 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 39 号は議決することに決定いたしました。

## ◎ 別府市社会教育委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 13、議第 40 号 別府市社会教育委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

**社会教育課長** 37 ページをお開きください。議第 40 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

39 ページをご覧ください。別府市社会教育委員の任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。今年 4 月に別府市立大平山小学校の時松哲也校長を委嘱しているところです。

38 ページに戻ります。今回 5 月 25 日に別府市 P T A 連合会が、また 6 月 7 日に別府市町内公民館連合会がそれぞれ役員改選を行いました。これにより、別府市 P T A 連合会では副会長が森裕二氏から滝本愛美氏に、町内公民館連合会では会長が藤野峰雄氏から石原雅義氏に交代となっております。これに伴い、補充委員といたしまして石原雅義氏、滝本愛美氏を委嘱するべく提案したところでございます。また、別府市自治委員会からの推薦枠につきましては、平石先生がお亡くなりになって以降空席となっておりますが、今回自治委員会の役員改選により、副会長の伊藤敏幸氏の推薦をいただきましたので、併せて委嘱をするべく提案させていただくところでございます。なお任期は、前任者の残任期間となりますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 40 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 40 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市社会教育関係団体の認定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 14、議第 41 号 別府市社会教育関係団体の認定について提案しますので、事務局から説明いたします。

**社会教育課長** 40 ページをお開きください。議第 41 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

41 ページをご覧ください。別府市社会教育団体の令和 8・9 年度の認定申請件数は 47 団体でございました。6・7 年度の認定件数は 49 団体でしたが、このうち、継続申請が 45 団体、申請しなかった団体が 4 団体でございました。これら未申請の団体名と理由につきましては、(2) のところにありますように活動縮小や活動休止が主な理由となっております。次に新

たに申請しました団体ですが、(3)のとおり2団体でございます。まず13番の「べっふ優ゆうと市民の会」、こちらは、障害のある人への理解を広げ市民とのつながりを深め啓発活動を行うという団体でございます。それから34番「油屋熊八ミュージカル実行委員会」、こちらは、ミュージカルを通して会員間の理解を深め人材育成と健康維持を図り、別府市の文化の向上に寄与するという理由で、新たに申請しております。ちなみに先程申し上げました13番34番という番号は、42ページから45ページに記載の一覧表、これはいろいろな分野別に分けておりますが、こちらの番号と一致させておりますのでよろしく願いいたします。担当課である社会教育課としては、この令和8・9年度の別府市社会教育団体として申請したすべての団体を認定するよう提案いたします。認定期間につきましては、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間でございます。なお社会教育委員の会での意見聴取を先日行いました。すべての委員の方から認定については「異議なし」というご意見をいただいております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**新谷委員** 42ページに、県社会教育関係団体の下部団体として位置する団体ということで「別府市PTA連合会」とありますが、少し前に、市P連は県Pや日Pから脱退するという話を聞いた記憶があるのですが、脱退しているのであれば、ここに入るのはおかしいのではないかと思います。

**社会教育課長** 間違いですので訂正させていただきます。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第41号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第41号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項(1)

**寺岡教育長** 続きまして、報告事項に入ります。報告第6号 令和8年第2回市議会定例会についてでございます。この件につきましては、事前にお配りした別冊資料「令和8年第2回市議会定例会資料」に教育委員会関連の質問と答弁の内容をまとめております。質問と答弁の中で、特に重要と思われるものを抜粋して事務局より説明させていただきます。

※ 各担当課より議案質疑及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告し

た。

**寺岡教育長** ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。各課長から説明があったもの以外でも構いません。何かございますでしょうか。

**新谷委員** 前回も中央公民館の指定管理の件でいろいろと質問したのですが、気になっていたことは、公民館は貸館業務だけのところと主催講座をしているところと2種類あると思います。やはり市民のための公民館であれば、主催講座というのが大切かと思うのですが、今行っている主催講座というのは継続できるのですか。

**社会教育課長** 主催講座や、今、地域教育力活性化という事業でコーディネーターを置いて学校と協力しながら子どもを地域で育てていくという事業をやっていきますけど、このような事業につきましてはやはり継続も大切なので、コーディネーターを置いてノウハウを少しずつ作っている段階です。そして主催講座についても講座の担当者がいて、それもノウハウを持っている。そういうところは活かしてやっていきたいということで、市直営を堅持するという形で表現しています。

**新谷委員** たまたま夏休みに中学生対象の英語の講座をしたいということで館長に頼まれたので、退職した英語の先生と3人で、夏休みに5回行こうと思っていますが、とてもいいことだなと思っています。こういうことをできる方がいれば、公民館も住民の方からこういう講座があっていいですねと言われるかと思って、その部分が残るのであればいいなと思っています。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

## ◎ その他

**【概要】** ※令和8年7月定例教育委員会の開催日程について、令和8年7月22日（水）11:00より開催することが決まった。

---

## ◎ 報告事項（1） ※非公開

**寺岡教育長** ここからは非公開となります。  
それでは報告事項に戻ります。報告第7号、報告第8号 教育長による事務の臨時代理について報告します。詳細は事務局から併せて説明いたします。



以下非公開

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上をもちまして、令和８年６月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

---

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。